

昭和四十三年自治省令第三十三号

地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものの申出の手續に関する省令

地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（昭和四十三年政令第三百四十五号）第二条第一項の規定に基づき、地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものの申出の手續に関する省令を次のように定める。

1 地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（昭和四十三年政令第三百四十五号。以下「令」という。）第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。この場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 令第一条第一項に規定する者（その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む。）が申出をするとき、その者に係る昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）附則第四条第一項に規定する退職年金、減額退職年金又は遺族年金（次号において「退職年金等」という。）の年金証書

二 退職年金等を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供しているとき、令第二条第一項の申出をすることについての同公庫の同意書

三 同順位の遺族が二人以上あるとき、別紙様式第二号による総代者選任書

2 前項の規定は、令第二条第四項の申出について準用する。この場合において、前項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の二第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第四項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十三号）附則第七条第一項」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第四項」と、「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「令第一条第三項」とあるのは「令第二条第五項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第六号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令第二条第五項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の三第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第五項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和八十二年号）」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第五項」と、「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第六号」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、令第二条第六項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第七号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の四第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第六項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十五号）附則第八条」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第六項」と、「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第八号」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、令第二条第七項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第九号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の五第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第七項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十号」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第七項」と、「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第十号」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、令第二条第八項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の六第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第八項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一百一十一号）附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号）附則第五条」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第八項」と、「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第十二号」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則 （昭和四十六年一〇月一日自治省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十七年九月三〇日自治省令第二五号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四十八年一〇月一日自治省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十九年八月三十一日自治省令第三二二号）

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年一月二〇日自治省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第1号

昭和42年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定による申出書

外国政府職員等の期間を有する更新組員又は更新組員あつた者(以下「更新組員等」という。)に関する事項 (A)	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
	受給権者の氏名および更新組員等との続柄			
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)第10条第4号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行なつた者		
	無			
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第4号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有	証書の記号番号	
証書の日付				
裁定を行なつた者				
受給権者の氏名および更新組員等との続柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条および第2条の規定により昭和42年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の申出をします。 殿 昭和 年 月 日 申出者 住所 氏名 更新組員等との続柄				

(注)(1) ③および④の欄は、更新組員等が申出を行なう場合に記載し、この場合には、③および④の欄は、記入しないこと。

(2) ③および④の欄は、遺族が申出を行なう場合に記載し、この場合には、③および④の欄は、記入しないこと。

備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第2号

総代者選任書

総代者氏名

生年月日

更新組合員等との続柄

上記の者を昭和42年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定による申出をする場合の総代者とします。

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

別紙様式第3号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定による申出書

外国政府職員等の期間を有する更新組合員又は更新組合員あつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 (A)	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄			
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)第7条第1項第4号又は第10条第4号若しくは第5号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行なつた者		
	無			
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第7条第1項第4号又は第10条第4号若しくは第5号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有	証書の記号番号	
証書の日付				
決定を行なつた者				
受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条の2及び第2条の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項の申出をします。 殿 昭和 年 月 日 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続柄				

(注)(1) ③及び④の欄は、更新組合員等が申出を行なう場合に記載し、この場合には、⑤及び⑥の欄は、記入しないこと。

(2) ⑤及び⑥の欄は、遺族が申出を行なう場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。

備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第4号

総代者選任書

総代者氏名

生年月日

更新組合員等との続柄

上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定による申出をする場合の総代者とします。

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

別紙様式第5号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定による申出書

旧日本医療団職員等の期間を有する更新組合員又は更新組合員あつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 (A)	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄			
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)第10条第2号又は第3号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行なつた者		
	無			
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第2号又は第3号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有	証書の記号番号	
証書の日付				
決定を行なつた者				
受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条の3及び第2条の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の申出をします。 殿 昭和 年 月 日 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続柄				

(注)(1) ③及び④の欄は、更新組合員等が申出を行なう場合に記載し、この場合には、⑤及び⑥の欄は、記入しないこと。
 (2) ⑤及び⑥の欄は、遺族が申出を行なう場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。
 備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第6号

総代者選任書

総代者氏名

生年月日

更新組合員等との続柄

上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定による申出をする場合の総代者とします。

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

別紙様式第7号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第8条の規定による申出書

外国特殊機関職員の期間を有する更新組合員等又は更新組合員等であつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 (A)	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行なつた者			
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄			
昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第5号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行なつた者		
	無			
	昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第5号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有	証書の記号番号	
証書の日付				
決定を行なつた者				
受給権者の氏名及び更新組合員等との続柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条の4及び第2条第6項の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第8条の申出をします。 昭和 年 月 日 殿 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続柄				

(注)(1) ⑥及び⑦の欄は、更新組合員等が申出を行なう場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。

(2) ③及び④の欄は、遺族が申出を行なう場合に記載し、この場合には、⑥及び⑦の欄は、記入しないこと。

備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第8号

総代者選任書

総代者氏名

生 年 月 日

更新組合員等との続柄

上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第8条の規定による申出をする場合の総代者とします。

住 所
氏 名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住 所
氏 名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住 所
氏 名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

住 所
氏 名
生年月日
更新組合員等との続柄

印

別紙様式第9号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第10条の規定による申出書

外国政府職員等の期間を有する更新組合員等又は更新組合員等であつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 (A)	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行つた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行つた者			
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄			
昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第7条第1項第4号又は第10条第4号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行つた者		
	無			
	昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第7条第1項第4号又は第10条第4号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有	証書の記号番号	
証書の日付				
決定を行つた者				
受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条の5及び第2条第7項の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第10条の申出をします。 昭和 年 月 日 殿 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続き柄				

(注)(1) ③及び④の欄は、更新組合員等が申出を行う場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。
(2) ⑤及び⑥の欄は、遺族が申出を行う場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。
備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第10号

総代者選任書

総代者氏名

生年月日

更新組合員等との続き柄

上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第10条の規定による申出をする場合の総代者とします。

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

別紙様式第11号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条の規定による申出書

準公務員等の期間を有する更新組合員等又は更新組合員等であつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 (A)	住 所	
	氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日生
	所 属 氏 名	
退隠料又は普通恩給に関する事項 (B)	証書の記号番号	
	証書の日付	
	裁定を行つた者	
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 (C)	証書の記号番号	
	証書の日付	
	裁定を行つた者	
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄	
昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第1項第1号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 (D)	有	証書の記号番号
		証書の日付
		決定を行つた者
	無	
	昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第10条第1項第1号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 (E)	有
証書の日付		
決定を行つた者		
受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄		
無		
地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条の6及び第2条第8項の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条の申出をします。 殿 昭和 年 月 日 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続き柄		

(注)(1)③及び④の欄は、更新組合員等が申出を行う場合に記載し、この場合には、⑤及び⑥の欄は、記入しないこと。

(2)⑤及び⑥の欄は、遺族が申出を行う場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。

備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第12号

総代者選任書

総代者氏名

生年月日

更新組合員等との続き柄

上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条の規定による申出をする場合の総代者とします。

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印

住所
氏名
生年月日
更新組合員等との続き柄

印